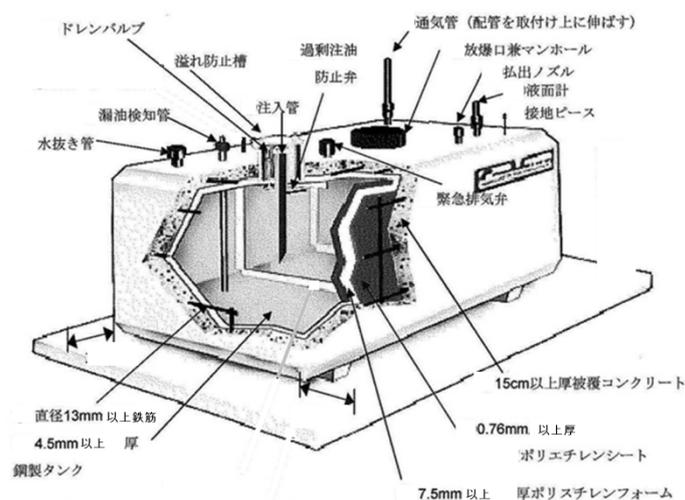


自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に  
当該給油取扱所の敷地外に設置される屋外貯蔵タンクの概要

1 自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に当該給油取扱所の敷地外に設置される屋外貯蔵タンクについては、次の構造とする。

- (1) 当該屋外貯蔵タンク及び附帯設備については大気に直接接触する必要のあるものを除き、断熱材であるポリスチレンフォームで被覆する。
- (2) 断熱材であるポリスチレンフォームの外側は、鋼製タンク破損時の漏えい検知及び漏えいした危険物の外部への流出防止のため、タンクの底面から上面に向けて、継ぎ目のない1枚のものとなっているポリエチレンシートで被覆する。
- (3) 漏れ防止用シートであるポリエチレンシートの外側は、火災時における被害の防止のため、鉄筋コンクリートで被覆する。



自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に  
当該給油取扱所の敷地外に設置される屋外貯蔵タンク例図

2 自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に当該給油取扱所の敷地外に設置される屋外貯蔵タンクの容量については、40kL程度以下とする。

3 鋼製タンク、配管、断熱材、漏れ防止用シート及び鉄筋コンクリートは、次の要件を満たすものを使用する。

(1) 鋼製タンク

ア 材料は、日本工業規格（工業標準法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下「JIS」という。）G 3101 一般構造用圧延鋼材に規定される一般構造用圧延鋼材のうちのSS400に適合するものとする。

イ 厚さは、4.5mm以上のものとする。

ウ 外面は、外面塗装剤（JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント1種に適合するもの）でさびどめのための塗装を行う。

(2) 配管（通気管、注入管、払出ノズルに取り付けられる払出管等）

ア 材料は、JIS G 3459 配管用ステンレス鋼管に規定されるSUS304TP又はJIS G

3454 圧力配管用炭素鋼鋼管に規定される STPG370（放爆口兼マンホールに係る部分を除く。）に適合するものとする。

イ フランジ材料は、JIS B 2220 鋼製溶接式管フランジに適合するものとする。

(3) 断熱材

ア 材料は、ポリスチレンフォームとする。

イ 厚さは、7.5 mm以上のものとする。

(4) 漏れ防止用シート

ア 材料は、ポリエチレンシートとする。

イ 厚さは、0.76 mm以上のものとする。

ウ JIS K 7114 プラスチックー液体薬品への浸せき効果を求める試験を30日間行い、漏えいしない性能を有するものとする。

(5) 鉄筋コンクリート

ア 鉄筋の材料は、JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼に規定される SD295A に適合するもので、直径は13 mm以上のものとする。

イ コンクリートの材料は、JIS A 5308 レディーミクストコンクリートに適合するものとする。

ウ 厚さは、15 cm以上のものとする。

4 屋外貯蔵タンクには次の附帯設備を設置する。

(1) 次の設備については、屋外貯蔵タンクの上面に設置する。

ア 政令第11条第1項第8号に基づき設置する通気管

イ 政令第11条第1項第9号に基づき設置する液面計

ウ 政令第11条第1項第10号に基づき設置する注入管

エ 政令第11条第1項第12号に基づき設置する払出管を屋外貯蔵タンクに接続するためのノズル

オ 政令第11条第1項第14号に基づき設置する避雷設備である接地ピース

カ 屋外貯蔵タンクの底部に蓄積した水分を取り除くためのハンドポンプを設置するための水抜管ノズル

キ 屋外貯蔵タンクの内圧が異常上昇となった際に緊急的に減圧するための緊急排気弁（安全装置）

(2) 移動タンク貯蔵所から屋外貯蔵タンクへの荷卸しに際しての過剰注油を防止するための過剰注油防止弁を設けるとともに、危険物注入時のこぼれや過剰注油防止弁が作動した場合の溢れに対応するための溢れ防止槽を屋外貯蔵タンク上面に設置する。

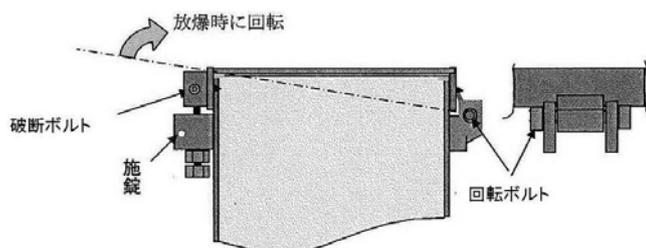
(3) 鋼製タンク底部とポリエチレンシートの間隙に、タンク内部の危険物が漏えいした場合に検知できるよう、漏えい検知管を設置する。

(4) タンク内部の圧力が一定値（ $0.068\text{MPa}$ 以上 $0.086\text{MPa}$ 以下）に上昇した段階で蓋が開放し、内部のガス又は蒸気を上部に放出できるように、放爆口兼マンホールをタンクの上面に設置する。なお、当該放爆口兼マンホールは次の仕様のものであるとする。

ア マンホールは、内径 $500\text{mm}$ 以上とする。

イ マンホールの蓋の固定ボルトは次のとおりとする。

爆発が起こった際に、破断するボルトはステンレス鋼棒（JIS G 4303 に規定される SUS304）とし、破断せず回転するボルトは M16（JIS B 1186 に規定されるもの）とする。



5 当該屋外貯蔵タンクを含む屋外タンク貯蔵所は、政令第11条第1項第1号から第3号、第7号の2から第11号及び第12号から第14号並びに第6項並びに第7項の規定を満たすこと。